

○議長（茅沼隆文）

日程第10 議案第46号 開成町職員定数条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地方公営企業法及び地方公営企業法及び地方公営企業法施行令の規定に基づき、公共下水道事業に同法の全部を適用することに伴い、関係する条例の一部を改正する条例を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

それでは、議案のほうを朗読させていただきます。

議案第46号 開成町職員定数条例等の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町職員定数条例等の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成30年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

今回の条例改正の理由ですが、議案第45号で上程しています、開成町水道事業の設置等に関する条例の改正に伴い、改正が必要となる関係条例の改正を提案するものです。また、改正内容が同じものの条例が多数あるため、改正内容が同じ条例はまとめさせていただきます。

1ページをおめくりください。

開成町条例第 号 開成町職員定数条例等の一部を改正する条例。

開成町職員定数条例の一部改正、第1条開成町職員定数条例（昭和30年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条は改正前のこの条例を他の条例と表現を同じするため、改正後、条例において、に改める。

2段下がりまして、改正前、事務部局の後に、改正後に、並びに水道事業及び公共下水道事業を追加し、改正前の地方公務員（副町長及び教育長を除く。）を改正後、一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。）に改めるものです。

第2条は、改正前、表の事務部局の区分を、改正後、区分に改めて町長の事務部局の職員の定数を上下水道課職員8名を減じて84名に改める。

次のページを御覧ください。表の下段に新たに水道事業及び公共下水道事業に従事する職員8名を新設するものです。

次に、開成町下水道条例の一部改正です。第2条開成町下水道条例、昭和60年開成町条例、第10号の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。第2条の3、第3号改正前の規定を、改定前の「規則」を、改正後、「規程」に改めるものです。こちらは、昭和63年に開成町公共下水道事業開始にあたり、地方自治法第14条第15条に基づき、必要な関係条例及び、規則を制定しました。今回開成町公共下水道事業の地方公営企業法の適用により、地方公営企業法第10条に基づき、既存の規則を規程に変更する必要があることから、規則を規程に改めるものです。なお、既存の規則は、別紙配信の上新たに規程を制定いたします。

次の6号から3ページの第3条第4条、第5条、第2項、4ページの第22条までは同様の理由から、規則を規程に改めます。2ページにお戻りください。

第5条改正前の、可撓継手の「撓」という字が常用漢字にないため、改正後はひらがなに改めるものです。

4ページをお願いいたします。

第3条 開成都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正及び、第4条の開成町公共下水道使用料条例（昭和63年開成町条例第24号）の一部改正も同様の理由により、改正前の規則を、改正後、規程に改めるものです。

第5条の開成町情報公開条例の一部改正と、5ページの第6条 開成町個人情報保護条例（平成14年開成町条例第16号）の一部改正及び、6ページですけれども、第8条の開成町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正は改正前の水道事業管理者を改正後、水道事業及び、下水道事業の管理者に改めるものです。

5ページにお戻りください。第6条の開成町個人情報保護条例の一部改正の第2条です。他の条例と表現を合わせるため、改正前の当該各号「に」を、改正後当該各号「の」に改めるものです。

その下の第7条です。開成町部設置条例の一部改正です。

次の6ページを御覧ください。

改正前、第2条のまちづくり部、第4号の上下水道に関する事項を、開成町水道事業の設置等に関する条例の改正の中で、第3条第2項で、上下水道事業の事務を処理するため、まちづくり部を置くとしたため、削除するものです。

次の7ページ第9条です。開成町パブリックコメント手続条例の一部改正です。開成町公共下水道事業の地方公営企業法適用により、第2条第2項の改正前の町長の後に、改正後、（水道事業及び公共下水道事業の管理者の権限を行う町長を含む。）を追加し、第3条第2項で新たに地方公営企業法に基づき、新設する関係規定を明記するものです。

附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2 番、山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番、山田貴弘です。

7 ページの開成町パブリックコメント手続条例の一部改正の中で、定義の中で、町長の後に水道事業が入ってきているじゃないですか。今回の訂正で、これは何を想定して、パブコメを考えているのか、そこら辺の意図的なものの説明をもう少しもらいたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

上下水道課長。

○上下水道課長（熊澤勝己）

山田議員の御質問にお答えします。

こちらにつきましては、改正前につきましては、町長部局の関係機関ということで、下水道事業というのが、今までパブリックコメント手続の位置付けになっていましたけれども、公営企業会計へ移行した後、そちらの位置付けがなくなるということで、一応、水道事業及び公共下水道事業というところ、文面に位置付けをして、そちらの計画等の変更等があった場合にパブリックコメントに諮って、その計画性を妥当かどうかという町民の方からお伺いする、そういう理由で追加をしております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2 番（山田貴弘）

2 番山田貴弘です。

パブリックコメントをやることについては、良いんですけれども、これ以前の中では、この水道会計のほうの部分、下水道も含めてなんですけれども、そこら辺のパブリックコメントの定義というのは、あったのか、なかったのか、その確認ですね。どういう仕様で運用していたのか。よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長。

○まちづくり部長（石井 護）

山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

その部分は結論から申し上げますと、私ども調べたんですけれども、ちょっと不明な点多くて、考え方だと思うんですけれども、間違えとかじゃなくてですね、本来はこのパブコメ条例の中でも、ほかの条例と同じように、水道事業管理者って入っていてもおかしくはなかったと。そこら辺のところは山田議員の御指摘のところだと思うんですけれども。今回は、その部分については、きちんとパブコメを下水道計画ですとか、そういったものをもっていこうという形の中で、はっきりと明記をさせていただいたと、そういうことで御理解いただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、6 番菊川議員。

○6 番（菊川敬人）

6 番菊川です。

今回、条例を改正する中で、2 条以下規則が規程に変わってくるわけですが、私はちょっと考えますに、規則のままでも良いのかなというのは、実は感じがしていたわけなんです。規則が規程に直さなければいけないというところを、もう少し詳しく説明いただきたいと思います。

○まちづくり部長（石井 護）

管理者の問題でして、公営企業会計の中で管理者を置くこともできるし、置かなくても良いよと。置かない場合はそれを経営する自治体の長が管理者の権限を行使すると。開成町は置いていないですから、上水も下水も、今回置かないですから。そうすると、町長が管理者の権限の行使することになるんです。ところが、地方自治法の関係で、管理者というのは規則の制定権がないんですね。公営企業法の中で、業務管理規定は制定することができるけれども、いわゆる規則、条例ももちろんですけども、条例規則の制定規則の制定権がないと。今回、ちょっと複雑になるんですけども、いわゆる町長が指名した管理者ではないんですけども、置かないですから、そうすると町長が、あるときは町長だし、あるときは言ってみれば管理者になるわけです。

そうするとこの部分はほかの市、町を見てもやはり管理者という顔の持つ町長はやっぱり規則は制定できないという形になるので、全て規程というふうに改定されているんで、うちの町もそれに倣って、規則を規程という形に改定させていただいたと。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6 番（菊川敬人）

管理者という立場になられるということですが、町長の立場で規則をつくるというようなことも可能かな、という変な解釈をしたんですが。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長

○まちづくり部長（石井 護）

それは、企業会計に移る前の特別会計の部分であれば、それも当然、管理者の権限を有するのは町長でしたけれども、会計上、適法が公営企業法適用していなかったわけですから、今度、公営企業法が適用になったんで、規則を規程という形にさせていただいたと。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6 番（菊川敬人）

そうしますと、その規程につきましては、31 年の 4 月 1 日までにつくるというようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

まちづくり部長

○まちづくり部長（石井 護）

そのような形で整備していきたいと思います。名称を変えてくるだけですので。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑を終了し討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第４６号 開成町職員定数条例等の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。